

「新型コロナウイルス関連倒産」が拡大へ

長引く新型コロナウイルス禍に起因する企業倒産が、ジワジワと広がってきているようです。帝国データバンクによると、9月の倒産件数は126件でしたが、2020年以降の月平均での倒産件数の推移をみると、2020年は、70件/月だったのが、2021年には146件/月、2022年になってからは、176件/月と対前年比で20%も増えてきています。実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)などの支援を受けたものの、過剰債務で再建を断念する「息切れ倒産」が生じ始めているようです。

2022年9月末までの判明分を集計したコロナ関連倒産で最も多いのが、飲食業です。話題になったものとしては、横浜中華街の老舗「聘珍楼横浜本店」を経営する聘珍楼(横浜市中区)が横浜地裁から破産手続きの開始決定を受けたり、佐賀県庁の展望階レストランなど計4店の飲食店を運営するサンタフーズ(佐賀市)が、7月末で事業を停止し、自己破産申請の準備に入っています。

飲食店の苦境の背景には、休業や時短営業の協力金支給の終了後も客足がコロナ禍前の水準に戻っていないことがあります。コロナ禍で当面の運転資金として融資を受けたものの、客数はコロナ前を下回り、返済に必要な資金の確保が十分にできていないのが実状です。今の状況が続けば、さらに閉店を考えなければならない店は増えそうです。

ゼロゼロ融資や協力金などで、倒産件数は歴史的な低水準に抑えられてきましたが、徐々に破綻が表面化してきています。

帝国データによると、コロナ関連以外を含む全体の倒産件数は、まだ感染前の7割ほどの水準ですが、コロナ関連倒産は2022年に入って一貫して増えているとのことです。コロナ前から業績不振だった企業を中心に、感染長期化による景況低迷に耐えきれなくなっているとみられています。

日本政策金融公庫によると、2021年3月末までに実行されたコロナ関連融資の57%は、2022年3月末までに元金返済が始まっています。全体の13%は予定通りの返済が難しいとして、追加融資や条件変更を申し出たといい、重い返済負担が倒産を急増させている一因にもなっています。

全国信用保証協会連合会のまとめによると、融資を返済できなくなった事業者の返済を肩代わりする代位弁済の件数は、7月に前年同月比で40%も増えていると報告されています。中小企業の大半は客数減だけでなく、足元の原材料価格上昇にも苦しんでおり、経営環境はさらに厳しくなっています。

同連合会によると、保証債務残高は、7月時点で約41兆円となっており、コロナ前(2019年度)の約2倍に膨れ上がっています。ゼロゼロ融資により、過剰債務に陥った事業者もあるので、感染がある程度収束しても、倒産の増加傾向は変わらないかもしれません。

CONTENTS

「新型コロナウイルス 関連倒産」が拡大へ……………	P.1
年末調整に必要な書類が 郵送されてくる時期です……………	P.1
データで見る コロナ倒産の状況……………	P.2
リモート税務調査が 全国で試行開始……………	P.3
最低賃金が引き上げ……………	P.4
育児休業給付を 非正規社員にも拡大?……………	P.5
10月度の税務スケジュール……………	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください!

随時更新しますので
フォローして下さい!



年末調整に必要な書類が郵送されてくる時期です

弊所で年末調整をさせて頂いている皆様には、各担当からご案内いたしますが、10月中旬頃から、各種申告書や保険料控除証明書など年末調整に必要な書類が送られてきます。

お預かりは、すべて揃った段階で行う予定ですので、くれぐれも、紛失されないようご注意ください。

データで見るコロナ倒産の状況

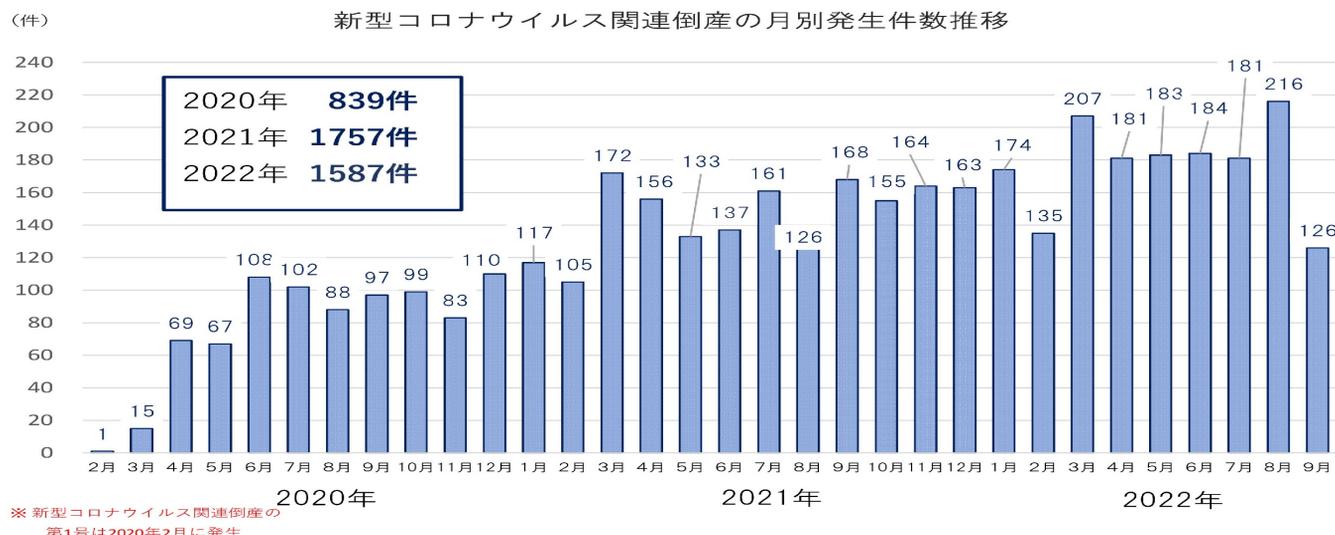
下記は、帝国データが、9月30日までの実績をまとめたものです。この月末の9月30日付で新たに15件の新型コロナウイルス関連倒産(法的整理または事業停止(銀行取引停止処分は対象外)、負債1,000万円未満および個人事業者を含む)が確認されています。その結果、同日16時現在の新型コロナウイルス関連倒産は全国で累計4,183件(法的整理3,892件、事業停止291件)となりました。負債1億円未満の小規模倒産が2,443件(構成比58.4%)を占める一方、負債100億円以上の大型倒産は7件(同0.2%)にとどまっています。

新型コロナウイルス関連倒産の定義

「新型コロナウイルス関連倒産」とは、原則として新型コロナウイルスが倒産の要因(主因または一要因)となったことを当事者または代理人(弁護士)が認め、法的整理または事業停止(弁護士に事後処理を一任)となったケースを対象としています。個人事業主および負債1,000万円未満の倒産もカウントの対象としているほか、事業停止後に法的整理に移行した場合、法的整理日を発生日としてカウントしています。

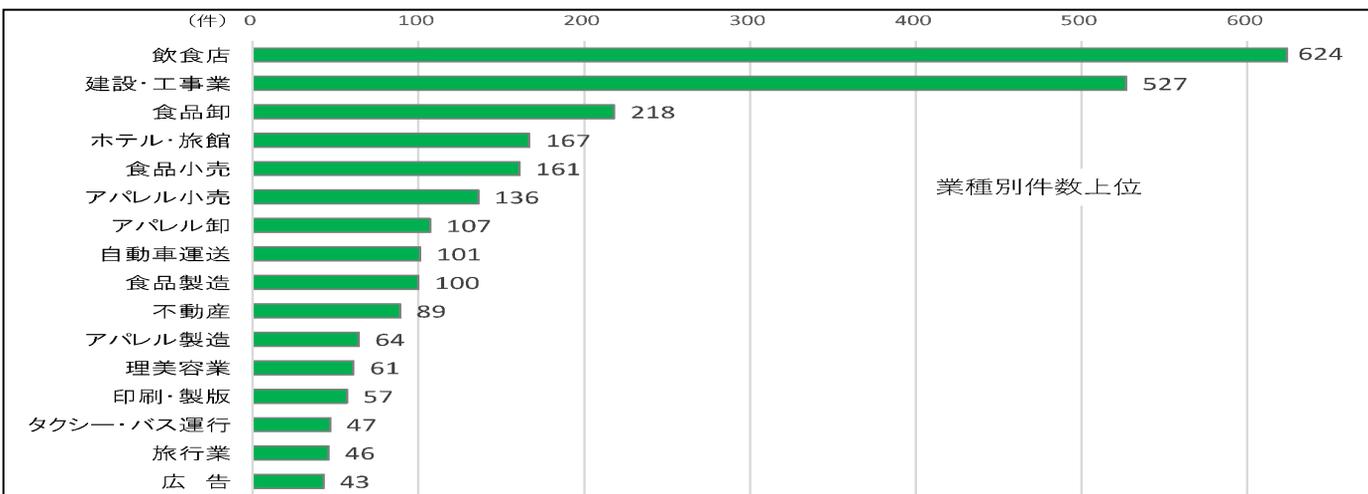
◆ 時期別の発生状況

2020年が839件、2021年が1,757件、2022年が1,587件となっており、2022年は2,000件に達するペースです。月別では、今年8月に発生した倒産が、216件と単月で最多となっており、感染者数が激増した感染第7波の影響が大きいとみられます。なお、9月発生の倒産は、126件確認されています。



◆ 業種別の発生状況

飲食店(624件)が最も多く、建設・工事業(527件)、食品卸(218件)、ホテル・旅館(167件)が続いています。製造・卸・小売を合計した件数は、食品が479件、アパレルが307件となっているほか、ホテル・旅館、旅行業、観光バス、土産物店などの観光関連事業者の倒産は306件となっています。



リモート税務調査が全国で試行開始

国税庁は、10月から、国税局の特官所掌法人を対象に、職員が法人に臨場しない国税局からの「リモート調査」を試行することを明らかにしました。これまでの、調査官が法人に臨場し、法人のパソコン等を利用したWEB会議システムで行う「臨場型リモート調査」でしたが、今後は、調査官が法人に臨場せず、国税局からWEB会議システムを通じて行う、まさに「リモート調査」が実施されます。



まずは、国税局の特別国税調査官が担当する特官所掌法人がリモート調査の対象で、今後、調査課所管法人など対象となる法人の範囲を広げていきたい考えです。

◆ リモート調査の要望が増加

コロナ禍で定着したとも言えるリモートワーク。特に規模が大きい法人では実施率が高く、経理部員等がリモートワークをしていることが多いのが実状です。そのため、経理部員等が出社をせずに、税務調査の対応が可能となるリモート調査を望む声が増えていました。

こうしたニーズに応えるため、手始めに、全国に500あるといわれる国税局調査部の特官所掌法人（資本金40億円以上の一定の法人）を対象として、調査官が臨場せずに国税局から法人に対する「リモート調査」が実施されることになりました。

なお、これまで大規模法人では「臨場型リモート調査」が行われていましたが、調査官が法人に臨場し、その法人の会議室等で、経理担当者らと遠隔対応するものでした。

これに対して、10月から始まる「リモート調査」は、調査を受ける際に法人が希望することを前提として実施されます。調査の前に、調査官から「リモート調査」に関する説明がされ、「リモート調査」を希望する場合には、「リモート調査の実施に関する同意書」を提出する流れのようです。同意書は国税庁ウェブサイトに掲載されているものを利用し、イメージデータ(PDF)にしてe-Taxでの提出が必要となります。

◆ WEB会議システム「Webex」の活用

これにより、WEB会議システム「Webex」で聴取等を行う「リモート調査」が行われることとなります。また、オンラインストレージサービスを利用することで、帳簿等の調査資料も、Excel等のデータのまま、調査官とやりとりすることになります。ただし、状況に応じて、現地確認が必要となるようなことが生じた場合には、現地での対面調査などが行われることもあるようです。

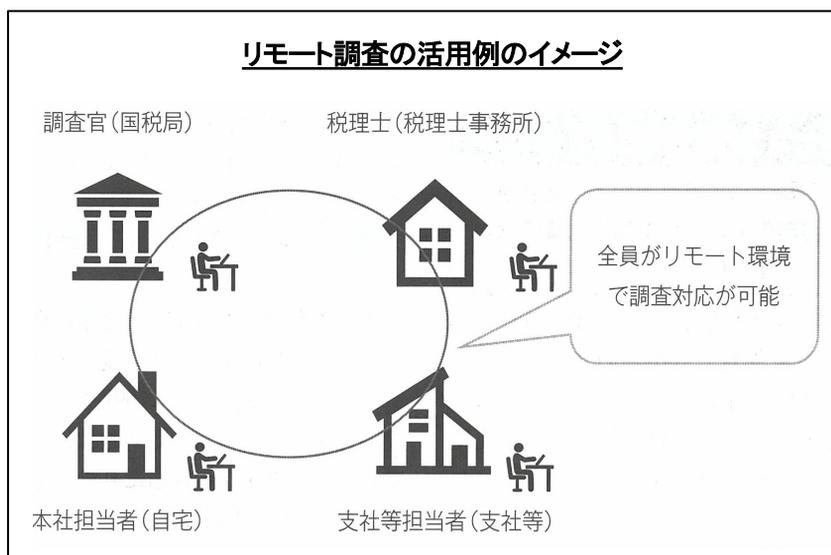
なお、e-Taxでも調査資料を提供できますが、この場合はイメージデータ(PDF)に限られてしまいます。

◆ 全員がリモート環境での調査も可能

税務調査が、リモートでの本格的な対応が始まることによって、法人担当者は、法人の内部ルールで認められるのであれば、自宅にいながら調査に対応することも可能となり、税理士など税務調査の立会人も、リモート環境で立会うことができるようになります。

例えば、調査官は国税局、法人本社の担当者は自宅、税理士は事務所、法人支社や工場の担当者は、それぞれ支社や工場といったように、各々別々の場所から税務調査に対応するといったことも想定されるようです。もちろん、会社からの希望があった場合にはリモート調査を行うことができるという主旨なので、必ず行わないといけないものではありません。

なお、今後は、これらの法人における実績を踏まえて、対象法人を徐々に拡大していくことを検討しているとのこと。



最低賃金が引き上げ

企業が労働者に支払うことが義務付けられるのが最低賃金。2022年度の地域別最低賃金の改定額について答申が行われ、順次官報で公示されました。

最低賃金を算出する際には「労働者の生計費」を考慮して定めることが、法律で定められています。最低賃金を原資として生活できるかどうかは、地域の時給や物価などの事情によって異なるため一概には判断できません。

2022年度の全国平均の時給961円で、1日8時間、20日間働いたとして、月給を単純計算すると、15万3,760円となります。これに対し、単身世帯の1か月の平均消費支出(家計調査、2021年)は15万5,046円なので、少額ですが支出オーバーとなってしまいます。少なくとも、不測の大きな支出に対応したり、将来に向けた貯蓄をしたりする余裕はなさそうです。

東京の最低賃金は1,072円と最も高いですが、物価も高いために支出額が多く、通勤に時間を多く費やすなどのデメリットがあり、実質的な経済的な豊かさは、都道府県別で最低水準になるのではないかとこの調査結果もあります。

都道府県の最低賃金の差は、最大で219円です。これについて、最低賃金を全国一律にしようという議論もあります。海外では、全国一律にしている国の方が多いとも言われており、全国一律となれば、生活費の安い地方へ移住が進み、都心への一極集中が和らぐ効果が見込めるという見方もあるので、今後は、もっと戦略的に最低賃金を決めるのも、必要かもしれません。



地域別最低賃金(2022年度)

(単位:円)

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	889	920	31	2022年10月2日
青森	822	853	31	2022年10月5日
岩手	821	854	33	2022年10月20日
宮城	853	883	30	2022年10月1日
秋田	822	853	31	2022年10月1日
山形	822	854	32	2022年10月6日
福島	828	858	30	2022年10月6日
茨城	879	911	32	2022年10月1日
栃木	882	913	31	2022年10月1日
群馬	865	895	30	2022年10月8日
埼玉	956	987	31	2022年10月1日
千葉	953	984	31	2022年10月1日
東京	1,041	1,072	31	2022年10月1日
神奈川	1,040	1,071	31	2022年10月1日
新潟	859	890	31	2022年10月1日
富山	877	908	31	2022年10月1日
石川	861	891	30	2022年10月8日
福井	858	888	30	2022年10月2日
山梨	866	898	32	2022年10月20日
長野	877	908	31	2022年10月1日
岐阜	880	910	30	2022年10月1日
静岡	913	944	31	2022年10月5日
愛知	955	986	31	2022年10月1日
三重	902	933	31	2022年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	896	927	31	2022年10月6日
京都	937	968	31	2022年10月9日
大阪	992	1,023	31	2022年10月1日
兵庫	928	960	32	2022年10月1日
奈良	866	896	30	2022年10月1日
和歌山	859	889	30	2022年10月1日
鳥取	821	854	33	2022年10月6日
島根	824	857	33	2022年10月5日
岡山	862	892	30	2022年10月1日
広島	899	930	31	2022年10月1日
山口	857	888	31	2022年10月13日
徳島	824	855	31	2022年10月6日
香川	848	878	30	2022年10月1日
愛媛	821	853	32	2022年10月5日
高知	820	853	33	2022年10月9日
福岡	870	900	30	2022年10月8日
佐賀	821	853	32	2022年10月2日
長崎	821	853	32	2022年10月8日
熊本	821	853	32	2022年10月1日
大分	822	854	32	2022年10月5日
宮崎	821	853	32	2022年10月6日
鹿児島	821	853	32	2022年10月6日
沖縄	820	853	33	2022年10月6日

育児休業給付を非正規社員にも拡大？



政府は、子どもが1歳になるまでの育児休業中に受けられる給付金の対象に、非正規労働者を加える案を検討するとのこと。出生数が政府の想定を上回るペースで減少するなか、仕事と子育てを両立しやすい環境を整え、人口減少に歯止めをかける狙いです。

育児休業給付金は、休業中に会社からの給与が減少する分を補うもので、育休を始めて180日間は休業前の給与月額67%分を、それ以降は、子どもが1歳になるまで、50%分を支給する制度（給付には上限額あり）です。また、育休期間中は社会保険料の納付が免除されるので、負担はその分軽くなります。

現在、給付金の対象は雇用保険制度の加入者となっています。雇用保険の加入には、「週の所定労働時間が20時間以上」「31日以上雇用見込みがある」といった条件があります。その上で「休業開始前の2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が、12カ月以上あること」といった給付要件があります。

これらの条件から、現状で給付金を受けられるのは、ほぼ正社員に限られます。共働き世帯が増えるなか、給付金の対象を広げることで仕事と子育てを両立しやすくしたい考えです。

海外では、日本のように労働者に限らず、幅広い親を育休給付の対象にする仕組みがあります。スウェーデンは、社会保険料を財源として、すべての親を対象に給付する制度をとり入れており、育休は両親合計で480日間取得できます。給付金は390日間、休業前の賃金の77.6%の水準で受けられるようです。また、フランスでは、社会保険料と税を原資として両親それぞれに6カ月、月額約398ユーロ（約57千円）を給付し、ドイツでは、税を財源に両親あわせて12カ月間、休業前の賃金の67%程度の水準で給付を受けられる制度を導入しています。

政府は、こうした海外動向もふまえ、制度設計の議論を進めていくようです。政府が支援強化を急ぐ背景には、想定を超える少子化のスピードがあります。出生数は2022年に初めて年間80万人を下回るとの推計もあり、危機感は高まっています。

ただし、給付拡大に向けては、当然ながら財源が課題となります。雇用保険制度の一環である育休給付金の原資は、労使折半の保険料と国庫負担でまかなっていますが、対象を広げるとなると、その拡大範囲や負担のあり方が論点になります。現状でも、国民の社会保険への負担感が高いため、これ以上の負担増の実現は厳しい状況ですが、その実現に向けた工程表を年内にも策定する見込みです。子育て支援をめぐっては、出産育児一時金の増額（現状の子供1人あたり42万円から増額する方針）とは別に、妊娠・出産期の支援拡充も論点に浮上しており、子育て世帯の負担を和らげるためさらなる拡充が検討されています。

10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月11日(火)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月17日(月)
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納付期限 } 10月31日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

今月の名言録

長所と短所

この世の中は持ちつ持たれつ、人と人の協同生活によって、仕事がり成り立っている。暮らしがり成り立っている。

この協同生活を円滑に進めるためには、いろいろの心くばりが必要だけれども、なかでも大事なことは、おたがいにまわりの人の長所と欠点とを、素直な心でよく理解しておくということである。そしてその長所を、できるかぎり発揮させてあげるように、またその短所をできるかぎり補ってあげるように、暖かい心で最善の心くばりをするということである。

神さまではないのだから、全知全能を人間に求めるのは愚の限りである。人に求めるほうも愚なら、いささかのうぬぼれにみずから心おごる姿も、また愚である。人を助けて己の仕事がり成り立ち、また人に助けられて己の仕事がり円滑に運んでいるのである。この理解と心くばりがなければ、百万の人も単につのつき合わせた烏合の衆にすぎないであろう。

長所と短所と——それは人間のいわば一つの宿命である。その宿命を繁栄に結びつけるのも貧困に結びつけるのも、つまりはおたがいの心くばり一つにかかっているのではなからうか。 (「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

